

許可番号第00100055145号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社 代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和5年(2023年)2月18日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)1月24日

1. 事業の範囲

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
また、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管
を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年(2023年)2月18日更新時変更許可(水銀使用製品産業廃棄物の追加。)

5. 積替え許可の有無 寸・

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 寸・

許可番号 01000055145

産業廃棄物収集運搬業許可証

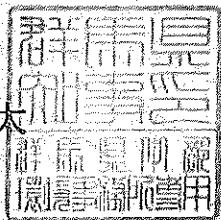
住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社

代表取締役 森英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 3年 9月 1日

許可の有効期限 令和 8年 8月 31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭がれき類（以上14種類）

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 18年 9月 1日	新規許可
平成 23年 9月 1日	更新許可
平成 28年 9月 1日	更新許可
令和 3年 9月 1日	更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

様式第七号（第十条の二関係）

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

令和4年12月12日

産廃第13-3998号

許可番号 01100055145

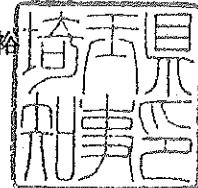
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和元年11月15日

許可の有効年月日 令和6年11月14日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
 (2) 取り扱える産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (#2)
- 汚泥 (#2)
- 廃油
- 廃酸 (#2)
- 廃アルカリ (#2)
- 廃プラスチック類 (*) (#1)
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残さ
- ゴムくず
- 金属くず (#1)
- ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず (*) (#1)
- 鉱さい (#2)
- がれき類 (*)
- 以上15種類

※ 産業廃棄物の種類に (*) 表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
 ※ 産業廃棄物の種類に (#1) 表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
 ※ 産業廃棄物の種類に (#2) 表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和元年11月15日	指令産廃第7-18号	新規許可
令和4年12月12日	—	変更届(代表者)
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)

許可番号 第01200055145号

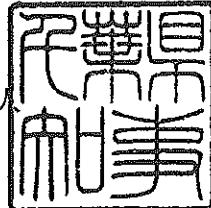
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊人



許可の年月日 令和2年12月16日

許可の有効年月日 令和7年10月27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成17年10月28日 新規許可

令和2年12月16日 更新許可

令和4年12月12日 変更届（代表者変更、役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

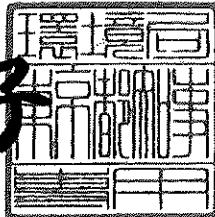
住所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 8月 4日

許可の有効年月日 令和 7年 8月 3日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類
 （石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）

（以上13種類）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 20年 8月 4日 新規許可
 平成 30年 8月 4日 更新許可 第2回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

（以下余白）



許可番号第 01706055145 号

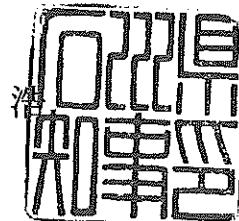
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 駆



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 7 月 8 日

許可の有効年月日 令和 8 年 6 月 28 日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥^{*1}

廢油

廢酸^{*1}

廢プラスチック類^{*2}

繊維くず

ゴムくず

金属くず^{*2}

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず^{*2}

(*1 : 水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

(*2 : 廃蛍光管にあっては、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

(*2 : 自動車等破碎物であるものを除く。)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除く以上 8 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げること

ができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 28 年 6 月 29 日 新規 令和 3 年 7 月 8 日 更新
令和 4 年 1 月 9 日 変更届 (代表者の変更)

5. 積替え許可の有無 無

市名 — 許可番号 —

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

無

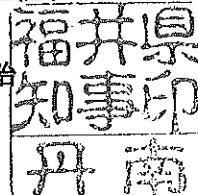
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社 代表取締役 森 英貴
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日 令和5年6月26日
許可の有効年月日 令和10年6月22日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性
残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は
除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類 以上13種類
(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)
(自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは 保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成20年 6月23日 新規許可
- (2) 平成25年 6月23日 更新許可
- (3) 平成30年 8月27日 更新許可
- (4) 令和 5年 1月11日 再交付
・代表者の氏名の変更
- (5) 令和 5年 6月26日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

許可番号 02110055145

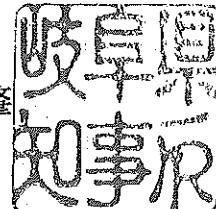
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 3年12月24日

許可の有効年月日 令和 8年11月25日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を含む。）
上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を含む。）、がれき類

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉱さい

以上 15種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥（パチンコ台の液晶に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(1) 所在地

岐阜県羽島市桑原町午南字小沼1156番1

(2) 保管面積

649.80m²

(3) 産業廃棄物の種類

汚泥（パチンコ台の液晶に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

(4) 保管上限

許可番号 02110055145

3,621,60m³

(5)高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可(新規)
平成18年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
平成23年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
平成28年11月26日 産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
令和2年 1月 7日 産業廃棄物収集運搬業許可(変更)
令和3年12月24日 産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
令和4年12月19日 産業廃棄物収集運搬業変更届(書換)

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無



様式第七号の二（第十条の二関係）

第02201055145号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地
氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 英貴

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 平成29年 7月 4日

許可の有効年月日 令和6年 7月 3日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず

以上 2品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 7月 4日 新規許可
平成17年 7月 4日 更新許可
平成22年 8月 17日 更新許可
平成29年 8月 15日 更新許可
令和 4年 1月 20日 代表者変更

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号第 02310055145 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

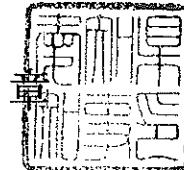
優
良

住 所 海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社
代表取締役 森 英貴 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀



許可の年月日 令和 5 (2023) 年 3 月 14 日
許可の有効年月日 令和 11 (2029) 年 11 月 29 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 14 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 8 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

許可番号第 02310055145 号

海部郡蟹江町須成西三丁目 64 番 1、64 番 3

(2) 面積

4, 037.40 m² (保管面積 91.37 m²)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

(4) 保管上限

166 m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 10 年 11 月 30 日 新規許可

平成 15 年 11 月 30 日 更新許可

平成 21 年 1 月 14 日 更新許可

平成 27 年 12 月 17 日 更新許可（優良認定）

令和 5 年 3 月 14 日 更新許可（優良認定）

5 積替え許可の有無

④ • 無

市名 名古屋市 許可番号 06410055145

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有 • 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

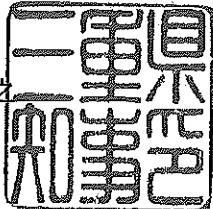
住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社

代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 2年10月 7日

許可の有効年月日 令和 7年 8月27日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、

ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、紙くず、

木くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上11種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月28日 新規許可

平成27年 8月28日 更新許可

平成17年 8月28日 更新許可

令和 4年12月 9日 代表者の変更届による書換

平成22年 9月 3日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 一

許可番号 一

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 令和3年2月16日

許可の有効年月日 令和8年2月15日

1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類
燃え殻／汚泥（燃焼性汚泥に限る。）／廃油／タールヒート類を除く。）／醸醸／廃アルカリ／廃プラスチック類、紙／木／竹／繊維くず／動植物性残さ／ゴム／ナ／金属くず／ガラスくず／コンクリートくず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものの断片。）及び陶磁器くず／瓦／瓦礫／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物。（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 15項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、木製使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年2月16日 新規許可
令和4年12月9日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無 市名 一 許可番号 一

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第02700055145号

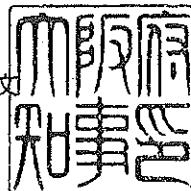
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第14条の2第1項の許可を受けた者
であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 7 月 14 日

許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 13 日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃油
- 3 廃酸
- 4 廃アルカリ
- 5 廃プラスチック類
- 6 紙くず
- 7 木くず
- 8 繊維くず
- 9 動植物性残さ
- 10 ゴムくず
- 11 金属くず
- 12 ガラスくず
- 13 鉱さい
- 14 がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上 14 種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 7月 14日 当初許可

令和 4 年 12 月 15 日 書換交付

令和 2 年 9 月 3 日 更新許可

令和 2 年 9 月 3 日 変更許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

以下余白



許可番号 第 02803055145 号

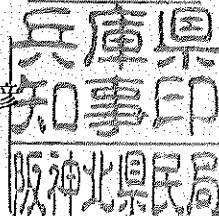
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 斎藤 元彦



許可の年月日 令和5年12月13日

許可の有効年月日 令和10年12月12日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
3. 廉油
4. 廉酸(水銀含有ばいじん等を除く。)
5. 廉アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)
6. 廉プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 動植物性残さ
11. ゴムくず
12. 金属くず
13. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
14. 鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)
15. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 15 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

令和5年12月13日 新規許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 3600055145

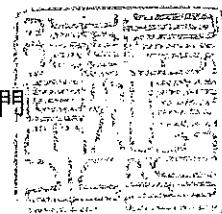
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送株式会社
代表取締役 森 英貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の2第1項~~

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日 令和 2 年 4 月 21 日

許可の有効年月日 令和 7 年 4 月 13 日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工物の新築・改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類
(以上 15 種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年4月14日 新規許可
平成27年6月26日 更新許可
令和2年4月21日 更新許可
令和4年12月12日 変更届出(代表者の変更)

5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

・無

許可番号 06410055145

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目8番地

氏 名 中部第一輸送株式会社

[法人にあっては名称] 代表取締役 森 英貴 様
〔及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する
第14条の2第1項

名古屋市長 河村たかし



許 可 の 年 月 日 令和 5年 8月 1日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 10年 7月 31日

1. 事業の範囲

(1) 積替え・保管を含む

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、動植物性残さ

以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2) 積替え・保管を含まず

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上16種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(1) 所 在 地 名古屋市港区空見町35番地先

種 類 汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、動植物性残さ

以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

保管能力 面 積 315m²

保管上限 866m³

以下余白

(2) 所在地 名古屋市港区空見町35番地先
種類 汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、動植物性残さ
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

保管能力 面積 420m²
保管上限 1300m³

以下余白

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 7月31日 新規許可
平成15年 8月 1日 更新許可
平成20年 8月15日 更新許可
平成25年 6月28日 更新許可
平成30年 8月31日 更新許可
令和 5年 6月30日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無 有・無

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

以下余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。